

Hello!

こもろーき通信

令和8年

2月号（47号）

火災による労働災害を防止しましょう！

令和8年3月1日～7日の間、総務省消防庁により「春季全国火災予防運動」が展開されます。当署管内においても火災が多発しており、油断は決してできません。過去の発生事例として、①シンナーをこぼしたところにサンダー（研磨機）の火花が引火したもの、②鉄板をアーク溶接していたところ、熱が伝わり藁（わら）や埃（ほこり）に引火したもの、③木くずに引火したもの等があります。幸いにも死傷者は出ていませんが、火災は一度発生すると重篤な災害・事故に繋がり得ることはもちろんのこと、建物や機械設備など金銭的な被害も計り知れません。火気や電気火花等が発生する作業を行う場合は、有機溶剤等の引火・可燃性のあるものを遠ざけるようにする等、必要な対策をお願いします。また、万が一火災が発生してしまったときのために、日頃から避難訓練の実施や消火設備の備付け・点検等が重要です。なお、石油ストーブ等の燃焼する暖房器具の使用の際には、火災のみならず、一酸化炭素中毒予防対策も忘れずに行ってください。



総務省消防庁 HP



職場のあんぜんサイト

労使協定は適切に締結しましょう

36 協定や1年単位の変形労働時間制に関する協定を締結する時は、事業場ごとに締結する必要があります。いくつもの支店を有する事業場において、本社で締結していれば全ての支店にも労使協定の内容が適用されると誤認していたために、定期的な監督指導において是正勧告を受けたという事例が今年も多々見られます。

また労使協定を締結するときには、①事業場において労働者の過半数で組織する労働組合、②その労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と、書面による協定を締結しなければなりません。①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選手が適正に行われていない場合には、労使協定は無効になります。また労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者は協定当事者の代表者に選出できること、使用者が協定当事者の代表者を指名することは認められないと、代表者の選出にあたっては注意してください。



労働者代表の選出に関するリーフレット

トラック向け 改善基準告示の遵守状況確認ソフトを公開しました！

令和6年4月から、ドライバーの労働条件に関連して、いわゆる改正改善基準告示が運用開始されています。各企業様におかれましては、様々な手法やツールを使って、日々遵守状況の確認や、告示を踏まえた運行管理を行っていただいていると思われます。この度、厚生労働省で、ドライバーの始業・終業時刻や運転時間などを入力することで、改正改善基準告示で定められている拘束時間などに違反していないかを確認できる「遵守状況確認ソフト」を開発しました。この「遵守状況確認ソフト」は厚生労働省ホームページで1月30日から公開していますので、ぜひ、ドライバーの労働時間・拘束時間管理にご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

操作・取扱説明書も併せて公開しておりますが、タクシー編、バス編は現在準備中となっており、後日公開予定とさせていただきます。



厚生労働省 HP

遵守状況確認ソフトは中段にございます。

人材開発支援助成金を活用しませんか。

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対してその職務に関連した知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。全6コースのうち「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリング支援コース」は令和8年度までの期間限定助成となっています。

令和7年4月からは、昨今の賃金上昇を踏まえた賃金助成額の拡充、有期契約労働者等の訓練機会の確保及び正規雇用労働者への転換等を促進するため「人材育成支援コース」助成メニューの整理・重点化による経費助成率の見直し、申請手続き・申請書類・添付書類の簡素化といった改正が行われています。人材育成に係る負担軽減の一助として、上記助成金の活用をご検討ください。



厚生労働省 HP

「人材開発支援助成金」

【編集後記】向春の候～節分を過ぎ、寒中にも春の兆しが感じられます。

ついつい「小春日和」って言いたくなりますが、本来は「11月～12月上旬頃」に使います。そういった“思い込み”は、労働災害の原因です。「大丈夫だろう」ではなく、「かもしれない」と思い、ウツカリ災害を防止し、良い春を迎えましょう。



【発行】

小諸労働基準監督署

〒384-0017 小諸市三和1-6-22

佐久公共職業安定所

〒385-8609 佐久市原565-1